

静岡県消費者教育推進計画に係る県民意見への対応について

(くらし・環境部県民生活課)

1 要旨

静岡県消費者教育推進計画案について、平成26年2月13日から平成26年2月27日まで県民意見提出手続（パブリックコメント）を実施した結果、下記のとおり8件の意見があったので、うち2件について原案を修正する他、字句修正を加え決定する。

2 概要

- (1) 名 称 静岡県消費者教育推進計画
- (2) 計画期間 平成26年度から平成29年度までの4年間
- (3) 計画の目標 「社会的価値行動ができる消費者」の育成

3 提出のあった意見

2団体より8意見の提出があった。

項目	意見要旨	意見に対する県の考え方
第1章 消費者教育 推進計画策 定に当たっ て	基本理念が目標より具体的であるように感じる。案の目標を基本理念あるいは基本理念の一つとし、基本理念は計画作成時に配慮すべき事項としたらどうか。(1ページ)	本計画の基本理念は、消費者教育推進法第3条に規定された基本理念を基に記載しています。全ての消費者教育の基本という認識の下、本計画においても基本理念として設定しました。一方で、消費者教育の目標として掲げた「社会的価値行動ができる消費者の育成」は、平成22年度に策定された「静岡県総合計画」の戦略体系に位置付けられており、また、平成25年3月に報告された「ふじのくに消費教育あり方報告書」でも本県が育成すべき消費者像として、提言されているため、目標設定しました。いずれも、本県消費者教育の推進に必要な不可欠な要素であり、これらの内容に配慮しながら取り組んでいきます。
第2章 消費者教育 の現状と課 題	「小学校・中学校や老人会」の後に、「など」を加えるべきである。(6ページ) <発達段階の取組状況>の表では、「消費者団体(県消費者団体連盟)」と一組織だけの記載となっているのは、不自然に感じる。(9ページ)	「小学校・中学校や老人会など」に修正します。 <発達段階の取組状況>の表は、平成25年3月に報告された「ふじのくに消費教育あり方報告書」を基に作成しています。県消費者団体連盟は、県全域の23消費者団体(56グループ)が加盟する消費者団体の連盟であり、代表的な取組であると考えたため、その取組を記載しました。消費者教

		育の推進には、多様な主体の連携が必要不可欠であるため、今後も多様な主体の取組の情報を収集していきたいと考えています。
	最初に、「ア 消費者市民社会の構築」があげられているが、これは「オ 全領域共通の課題」とすべき考え方ではないか。(10 ページ)	御指摘のとおり、消費者市民社会は、全領域に関わる重要なテーマであると考えますが、平成 25 年 1 月に消費者教育推進のための体系的プログラム研究会が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」の重点領域別の順番に沿って整理をしていることを御理解いただきたいと思います。
	<具体的な目標(育むべき力)>の最下段の「メディアリテラシーを身に付け」は、前段のどの部分にかかるとのかが分かりづらい。注釈等が必要ではないか。(11 ページ)	「メディアリテラシー」という言葉が、前段の「情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をとる」及び、後段「(情報・メディアを)活用できる力」と重なっていることから、御指摘のとおり文章全体が、分かりにくくなっていました。「メディアリテラシー」を「様々な情報を読み解く力」に置き換え、より分かりやすい文章に修正します。
第3章 消費者教育 推進の基本的な方向	基本的な内容については賛同するが、これは市町と意見交換をした結果なのか。高校・大学は県で、義務教育は市町が担当するといった区分はあるのか。(15 ページ)	県と市町の役割分担については、平成 25 年 6 月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を参考に作成しています。本計画策定に当たり、市町との意見交換はいたしませんでしたが、計画案を審議するために開催した「ふじのくに消費教育研究会」においては、静岡市、浜松市の担当者にオブザーバーとして、出席いただいています。具体的な市町との役割分担と連携については、今後検討する予定です。高校・大学、義務教育に関する県と市町との区分けについては、市町ができるところは、市町で、市町ができないところを県でということが基本になると考えています。学校の種別毎に、区分するのではなく、まずは、県、市町がそれぞれ、できる部分を考え、整理していくことが重要だと考えています。
第4章 消費者教育 の推進の内容に関する事項	「県民生活センターの拠点化」の内容が分からない。人材や予算配置などの記載がなく、具体的イメージができない。(21 ページ)	「県民生活センターの拠点化」については、国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を受け、本県においても効果的に消費者教育を推進するため、東・中・西部の県民生活センターの拠点化を目指します。県民生活センターは、様々な情報を集積して、地域住民に消費者教育を提供する

		<p>場として、また、消費者教育の担い手を育成、支援する場としての役割を担うことを想定しており、具体的な内容は、今後、検討していきます。本計画は、平成26年度から平成29年度までの本県消費者教育の推進に関する施策の計画であることから、具体的な人の配置や予算について、記載することは困難であります。効果的に消費者教育が推進できるよう、「県民生活センターの拠点化」について、取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>全体</p>	<p>計画を作成する場合に行う「現状認識→課題→目標→施策」といった流れが分からない。具体的にどこが計画なのか不明瞭である。 「第3章 消費者教育推進の基本的な方向」と「第4章 消費者教育の推進の内容に関する事項」あたりが計画に該当する箇所と思われるが、一つ一つ具体的にを行う内容と目標が分からない。</p>	<p>使用している言葉は違いますが、第2章が現状認識と課題、第3章1が目標、第3章2から第5章までが施策という流れで作成しています。第1章に掲げた本計画の目標である「社会的価値行動ができる消費者の育成」を具現化するため、第3章1において、イメージマップの重点領域に本県独自の目標を設定し、消費者教育の推進を図ることとしています。目標と施策を一つ一つ対応させることはできませんが、第3章2から第5章までの施策に取り組むことにより、目標を達成していきたいと考えています。</p>